

平成24年度 事務事業評価シート（平成23年度実績分）

事務事業名	43条ただし書き許可事務		部課コード	1713	予算事業科目	010801010303	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	都市建設部	部長名(2次評価者)	海治 甲太郎		個別事務	一部	010801010303	-	101	
	担当部署	建築指導課	所属長名(1次評価者)	田原 恒男							
	電話番号	088-823-9470	E-mail	kc-171300@city.kochi.lg.jp							

1 事業の位置付け

予算科目(平成23年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	大綱	05 まちの環	政策基本方針	本市は旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町との合併により、都市機能の集積する都市部と自然豊かな中山間地域、うらおいのある田園地域を有する都市となりました。都市部、中山間地域、田園地域それぞれの地域特性や資源、機能を活かしながら、自然環境と住環境の調和した魅力あるまちづくりを進めるために、バランスの取れた基盤整備を推進するとともに、住み訪れる人に潤いと安らぎを与える良好な景観の形成を図り、個性的で美しい都市をめざします。						
款	08 土木費	政策	01 美しく快適なまちの形成								
項	01 土木管理費	施策	03 その他のまちの形成								
目	01 土木総務費	区分	02 その他のまちの形成								

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	建築基準法第43条第1項	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等		
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市内に建築する者	
意図	どのような状態にしていくのか	許可申請受理から許可及び建築確認まで円滑な事務処理	
手段	事業実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○建築許可と建築確認の連携を図り円滑な審査を行う ○建築審査会同意について会長専決事項とし定期に開催する 	事業開始年度 平成11年度 事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ○審査の担当者全員で振り分けて処理する ○建築許可の審査と建築確認の審査を同じ担当者とする ○建築審査会会長専決を週1回開催する 	
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方
	A	受付から許可までの処理日数	許可件数の内、受付から許可までの日数が21日以内に処理できた件数の割合
	B		
	C		

4 事業の実績等

			21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標	80%	80%	80%	80%		
		実績	89.1%(33件/37件)	83.3%(30件/36件)	100%(27件/27件)			
	B	目標						
		実績						
	C	目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)						
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	0	0	0		0
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	6,068	5,976	5,976	6,068		
		正規職員 (千円)	6,068	5,976	5,976	6,068		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	0.82	0.83	0.83	0.82		
		正規職員 (人)	0.82	0.83	0.83	0.82		
		その他 (人)						
総コスト=①+② (千円)		6,068	5,976	5,976	6,068			
市民1人当たりコスト (円)	18	18	18		総コスト/年度末人口			
年度末住民基本台帳人数 (人)	339,714	339,130	337,875					

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

特定行政庁が許可するには、建築審査会の同意が必要であるが随時の開催が困難なため、法第43条の許可については許可基準を定め会長の専決事項とすることとし、週1回開催することにより期間の短縮になっている。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 4 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の 必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	3.0	建築基準法に基づく法定事務であり、法の目的とする「生命、健康、財産の保護を図り公共の福祉の増進に資する」は、市長マニフェストの「安心・安全のまちづくり」に合致する。 経済状況によると思われるが申請件数は減少している。
	② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	C		
事業内容の 有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	A	5.0	審査担当者全員で振り分けて対応し、会長専決も週1回開催することにより円滑な事務ができています。
	④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A		
事業実施の 効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	許可事務は特定行政庁の法定事務であるため外部委託はできない。 許可と建築確認は密接な関係があるので許可と建築確認の審査を同じ担当者とするにより円滑な事務の連携が図られている。
	⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A		
事業実施の 公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人（団体）等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0	許可の基準を定めそれに基づき行っており、判断に苦慮する場合は課内において協議・調整を行っており公平性は高い。 手数料は申請者負担であり、法定義務により発生することから法の目的、県や他行政庁の状況から適正であると判断している。
	⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。 補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A		
総合点	18.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 14 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	1次評価のとおり
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--